様式第1号(第4条関係)

燕市長　様

年　　月　　日

燕市地方就職支援金交付申請書

燕市地方就職支援金交付要綱第4条の規定により、燕市地方就職支援金を、次のとおり申請します。

1　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 西暦　　　年　　月　　日 |
| 氏名（署名） | （本人の手書きによらない場合は、記名押印） |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

2　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 面接・試験日 | 　　　年　　　　月　　　　日 |
| 内定日 | 　　　年　　　　月　　　　日 |

3　移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| (バス停名・駅名・空港名など) |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 年 　月　 日　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

4　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「燕市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 卒業後、上記内定企業に就職し、燕市に移住する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて |  | Ａ．該当する |  | Ｂ．該当しない |
| 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| 該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況 |  | Ａ．申請していない |  | Ｂ．申請している |

※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、支援金の交付対象となりません。

添付書類

　□　①写真付き身分証明書の写し

　□　②在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの）

　□　③交通費の領収書

　□　④移住元の住所を確認できる資料（住民票の写し等）

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（新潟県及び燕市使用欄） |  |

（様式第１号別紙１）

燕市地方就職支援金の交付に関する誓約事項

１　地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び燕市から調査を求められた場合には、それに協力します。

２　以下の場合には、燕市地方就職支援金交付要綱第８条の規定により、速やかに燕市に報告し、当該補助金の全額又は半額を返還します。

（１）燕市地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

（２）燕市地方就職支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

（３）燕市地方就職支援金の申請日から1年以内に燕市に転入しなかった場合：全額

（４）就業から1年以内に補助金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に新潟県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に燕市から転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に燕市から転出した場合：半額

（様式第１号別紙２）

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

　新潟県及び燕市は、地方就職学生支援事業の実施に当たって取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　なお、新潟県及び燕市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。